

県南広域振興局長告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年6月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500257	水沢ガス株式会社	水沢ガス株式会社	奥州市水沢区横町95番 地 メイプル西棟	平成26年6月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500257	水沢ガス株式会社	水沢ガス株式会社	奥州市水沢区横町95番 地 メイプル西棟	平成26年6月30日